

東村山税務署からのお知らせ

申告書作成会場開設は2月18日(月)から

東村山税務署の申告書作成会場は2月18日(月)に開場します。混雑が予想されるため、初日と最終週はなるべく避けてお越しください。

日(月)に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。なお、当日は国税の領収や納税証明書の発行、電話での相談は行いません。

【会場】東村山税務署(東村山町1ノ20ノ22)
【注意】駐車場は使用できませんので、車での来署は遠慮ください。▼開設期間以外に申告書の作成・相談のため来署は遠慮ください。▼会場の混雑具合により受け付けを早めに締め切る場合がありますので、なるべく早めにお越しください。

【開設期間】土曜・日曜日を除く2月18日(月)～3月15日(金)の受け付けが午前8時半～午後4時、提出が午前8時半～午後5時、相談が午前9時～午後5時

【注意】いずれの会場も車での来場は遠慮ください。詳しくは課税課市民係 ☎470・7777(内線2333～2337)へ。

出張申告のご案内

市民税・都民税の申告、所得税の確定申告の出張申告を左表1の通り行います(混雑予想は左下表2参照)。

表1 出張申告の会場・日程

会場	日程	受付時間
わくわく健康プラザ1階講堂	2月1日(金)・4日(月)	午前9時半～正午、午後2時～4時
東部地域センター1階講習室	2月5日(火)	
南部地域センター2階講習室	2月6日(水)	
竹丘地域市民センター第5会議室(清瀬市竹丘1-11-1) ※	2月14日(木)	午前9時～11時半、午後1時～4時半

※1 竹丘地域市民センターの場所は、市ホームページで確認できます。
※2 各会場で受け付けできる確定申告は提出のみの方および簡易な申告の方のみです。

表2 出張申告会場の混雑状況

●●●●●=大変混雑します ●●●●=混雑します ●●●=比較的すいています

	わくわく健康プラザ	東部地域センター	南部地域センター	竹丘地域市民センター
	2月1日(金)	2月4日(月)	2月5日(火)	2月6日(水)
午前	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
午後	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●

※昨年の実績から作成したものです。天候などにより混雑状況は大きく変わります。

申告と納税の期限

【所得税および復興特別所得税】2月18日(月)～3月15日(金)。※還付申告は2月15日(金)以前でも提出可能(消費税および地方消費税)。

【贈与税】2月1日(金)～3月15日(金)。確定申告書は国税庁ホームページで作成できます。

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」で、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などから申告書を作成できます。初めての方も画面の案内に従って操作できるようになっています。

作成した申告書は、プリンターで印刷(白黒でも可)して郵送などで税務署に提出できます(コンビニエンスストアのプリントサービスで印刷することも可能です)。また、マイナンバー(個人番号)カードとICカードリーダーライターを利用する方法(マイナンバーカード方式)や、税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法(ID・パスワード方式)で、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

納税にご協力を

1月31日(木)は、市民税・都民税第4期、国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料第7期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

介護保険制度で税控除を受けるための書類の発行について

障害者控除の認定書 所得税の確定申告や市民税・都民税の申告を行う際に、障害者控除を受けるために使用する「障害者控除対象者認定書」を発行します。

【対象】次の①～③のすべてに該当する方
①30年12月31日現在、市内在住の65歳以上の方
②介護保険の要介護・要支援認定を受けている方
③知的障害者(軽度・中度・重度)または身体障害者(1級～6級)に準じている方

1で印刷(白黒でも可)して郵送などで税務署に提出できます(コンビニエンスストアのプリントサービスで印刷することも可能です)。また、マイナンバー(個人番号)カードとICカードリーダーライターを利用する方法(マイナンバーカード方式)や、税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法(ID・パスワード方式)で、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

詳しくは申告および納付についてが東村山税務署「確定申告書作成コーナー」の操作について「e-Tax作成コーナーヘルプデスク」☎0570・01・5901(月曜～金曜日の午前9時～午後5時。ただし、1月15日(火)～3月15日(金)の月曜～金曜日と、2月17日・24日、3月3日・10日の日曜日は午前9時～午後8時)へ。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です。28年分以降、申出書には「マイナンバーの記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要です。確認は次の①または②の方法で行います。

東京税理士会東村山支部による無料申告相談 税理士による「無料申告相談」を右下表の通り開催します。申告書(土地・建物・株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成して提出できます。ただし、所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合は税務署をご利用ください。

【持持物】マイナンバー(個人番号)カードまたは番号確認書類と身元確認書類の写し、印鑑、申告に必要な書類、筆記用具、計算器具、前年申告した場合は申告書の控えなど

【注意】会場の混雑具合により受け付けを早めに締め切る場合があります。▼いずれの会場も車での来場は遠慮ください。詳しくは東村山税務署個人課税第1部門 ☎042・394・6811(音声案内に従い2番を選択してください)へ。

高齢者のおむつ代を医療費控除として申告するための書類

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として申告する場合、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、申告するのが2年目以降の場合は、市が発行する「主治医意見書の内容を確認した書類」で代用できます。

【対象】次の①～③のすべてに該当する方
①30年分の確定申告(市民税・都民税では31年度)で、30年中に購入したおむつ代を医療費控除として前年度に引き続き申告する方
②30年中に介護保険の要介護認定を受けている方
③主治医意見書の内容により「寝たきり状態にあること」および「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方

無料申告相談の会場・日程

会場	日程
小平市福祉会館(小平市学園東町1-19-13)	2月5日(火)～8日(金)
清瀬市生涯学習センター(清瀬市元町1-2-11)	2月5日(火)～7日(木)
西東京市防災センター(西東京市中町1-5-1)	2月7日(木)・8日(金)・12日(火)
東久留米市役所	2月12日(火)～14日(木)
東村山市サンパルネ(東村山市野口町1-46)	2月13日(水)～15日(金)

※いずれも午前9時半～午後3時半。

2月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	弁護士	1月31日(木)	6日(水)13日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	司法書士	1月29日(火)	6日(水)	午後1時から		
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士		20日(水)27日(水)	午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	2月7日(木)	13日(水)	午後1時から		
税務相談(5人)	税理士	2月12日(火)	20日(水)	午後1時半から		
人権・身の上相談(4人)	人権擁護委員	2月14日(木)	20日(水)	午後1時半から		
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	1月31日(木)	7日(木)	午後1時から		
交通事故相談(5人)	弁護士	2月21日(木)	27日(水)	午前10時から		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士		午後1時半～4時半			
女性の悩みごと相談(各日3人)	女性カウンセラー	1月23日(水)	4日(月)14日(木)	午前10時～午後1時		
女性弁護士による法律相談(3人)	女性弁護士	2月6日(水)	18日(月)25日(月)	午後1時半～4時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	8日(金)	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時	中央教育相談室(成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央教育相談室 ☎473・3667
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	8日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	13日(水)			知的障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	14日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等特設事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日		生活文化課(市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	2月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741